

エネルギー消費量等報告制度についてのお知らせ



気候危機ともいえる時代に突入している中、将来の世代が夢を描ける豊かな京都を作り上げていくため、京都市では、2050年までに「二酸化炭素排出量正味ゼロ」が達成される脱炭素社会の実現を目指し、令和2年12月に京都市地球温暖化対策条例を改正しました。

これに伴い、一定規模以上の床面積の建築物（事業用途）を所有又は使用されている方を対象とした、エネルギー使用量の削減を目的とする「エネルギー消費量等報告制度」を開始します。

エネルギー消費量等報告制度について

- 準特定事業者（事業の用に供する建築物で、その用に供する部分の床面積の合計が1,000㎡以上であるものの所有者又は使用者の方。ただし、京都市地球温暖化対策条例で定める「特定事業者」は本制度の対象外となります。）を対象とした制度です。
- 事業活動に伴うエネルギー消費量及び省エネに関する取組状況等を年1回報告いただく必要があります。報告に基づき京都市から準特定事業者の皆様へ省エネのヒントとなる情報などをお返しします。
- 令和4年5月末頃に、令和3年度のエネルギー消費量等を報告いただくことを予定しています。

※ 事業活動で使用された電気、ガス、灯油、重油の1年間の消費量等を報告いただくこととなります。利用明細等により購入量を記録しておいてください。なお、裏面に報告書の見本を参考に掲載しています。

- 詳細につきましては、令和3年冬頃にWEBセミナーの開催やリーフレット等の配布を行います。

(担当) 京都市 環境政策局 地球温暖化対策室
京都市中京区河原町通三条上る恵比須町 427 番地 京都朝日会館 5 階
TEL : 075-222-4555
FAX : 075-211-9286
担 当 : 準特定事業者担当

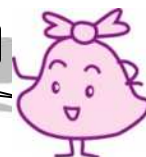


京都市は持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています。



この印刷物が不要になれば「雑がみ」として古紙回収等へ

令和3年3月 京都市印刷物 第024945号
発行：京都市環境政策局地球温暖化対策室



新型コロナウイルス感染拡大防止のため「3密回避・マスク着用・手洗い」の徹底を！

参 考

(要綱第8号様式)

エネルギー消費量等報告

(宛先) 京都市長	年 月 日
報告者の住所 (法人にあっては、主たる事業所の所在地) 〒	報告者の氏名 (法人にあっては、名称及び代表者名)
	連絡先 (担当部署, 担当者及び連絡先)
京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第7号に規定する特定事業者の事業所は提出不要	電話番号 — —
	電子メール @

京都市地球温暖化対策条例第45条第1項の規定により提出します。

実績の年度			
業種			
事業所の名称			
事業所の所在地			
事業所の延床面積		m ²	
電気	消費量 (年間)	kWh	
	太陽光発電量 (年間)	kWh	太陽光パネル設置容量 kW
ガス	消費量 (年間)	m ³	
	灯油消費量 (年間)	L	
重油消費量 (年間)		L	

省エネ等に関する取組状況 (該当する回答項目に「レ」又は「■」を記入)

省エネ・再エネ に関する取組	<input type="checkbox"/> 省エネ診断を受診したことがある。
	<input type="checkbox"/> 建物の照明は全てLEDである。
	<input type="checkbox"/> 空調の設定温度を適正に管理している (夏28℃, 冬20℃)
	<input type="checkbox"/> 空調・換気設備, 給湯機は定期的に清掃・点検を行っている。
	<input type="checkbox"/> 省エネに関する目標を設定している。
	<input type="checkbox"/> 再生可能エネルギー由来100%の電力料金プランを契約している。
環境に対する取組	<input type="checkbox"/> EMS (環境マネジメントシステム) を導入している。
	<input type="checkbox"/> 社員に省エネ・環境に関する取組を励行している。
	<input type="checkbox"/> エコマーク商品や再生紙等環境に配慮した製品を優先して購入している。
フロン対策	<input type="checkbox"/> エアコン, 冷蔵庫等はノンフロン製品を使用している。
	<input type="checkbox"/> エアコン (業務用) には法律で定期点検の義務がある事を知っている。
その他, 省エネに関する取組事項等	